

アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第22の<u>アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリン生果実に係る植物検疫の実施については、規則、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）及び令和5年7月27日農林水産省告示第883号（植物防疫法施行規則別表2の付表第22のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準。以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 くん蒸施設 告示4のくん蒸施設は、<u>毎年、次の条件を満たしているくん蒸施設としてアメリカ合衆国植物防疫機関による指定がされているものであって、当該指定につき日本国植物防疫機関宛てに通知されているものとする。</u> (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有することが、次のいずれかの方法で確認されたものであること。<u>ただし、当該くん蒸施設が日本向けのさくらんぼ、すもも又はりんごの生果実のくん蒸施設としての条件を満たすものとしてアメリカ合衆国植物防疫機関による指定がされているものである場合は、その確認を省略することができるものとする。</u> ア <u>当該くん蒸施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、臭化メチルの投薬完了後から48時間後までにおける施設内空間の上、中及び下の3点のガス濃度を測定したときの平均値が、投薬完了直後のガス濃度の70パーセント以上であることを確認すること。</u> イ <u>当該くん蒸施設内の圧力を、ケロシン又はこれと同等の比重を持つ液体の液柱が25ミリメートルになるまで上げた後、当該液柱が2.5ミリメートルに下がるまでに要する時間が60秒以上であることを確認すること。</u> ウ <u>当該くん蒸施設内の圧力を、ケロシン又はこれと同等の比重を持つ液体</u>	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第<u>22のアメリカ合衆国産の</u>ネクタリン生果実に係る植物検疫の実施については、<u>昭和63年6月17日農林水産省告示第828号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 くん蒸施設 告示4の<u>生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満たすものとされている。</u> (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。 (新設) (新設) (新設)

の液柱が 50 ミリメートルになるまで上げた後、当該液柱が5ミリメートルに下がるまでに要する時間が 22 秒以上であることを確認すること。

(2) ～ (5) (略)

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

ア 告示6の(1)のアのコードリングの侵入するおそれがないと認められ、かつ、通気性のある材料とは、コードリングの侵入するおそれがないこと及び殺虫効果を妨げないことがアメリカ合衆国植物防疫機関による検査により確認され、並びに当該検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認された通気性フィルムとする。

イ 告示6の(2)のアのコードリングの侵入するおそれがないと認められる材料とは、孔のない包装材料、網若しくは包装材料であって孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のもの又はアの通気性フィルムとする。

(2) こん包場所

告示6の(1)のイ又は(2)のイのこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア (略)

イ 日本向け消毒済み生果実の専用こん包場所であること。

ウ・エ (略)

3 輸出国における消毒

告示4の消毒は、次の要件が満たされるように行われ、かつ、このことをアメリカ合衆国植物防疫機関により確認されているものとする。

(1) 告示4の(2)のアの要件を満たすよう消毒を行う場合にあっては、次の要件が満たされるように行うこと。

(2) ～ (5) (略)

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包を行う場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

ア くん蒸を行った後にこん包を行う場合であって、かつ、こん包に通気孔を設ける場合は、生果実、こん包、束ねたこん包全体又はこん包の通気孔が、網又は包装材料(孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。)で覆われているものとする。

イ こん包を行った後にくん蒸する場合は、こん包又は束ねたこん包全体が、通気性フィルム(アメリカ合衆国植物防疫機関がくん蒸による殺虫効果を妨げないことを検査し、検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されたものに限る。)で覆われているものとする。

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、くん蒸を行った後にこん包を行う場合はアからエの全てを、こん包を行った後にくん蒸する場合はア、ウ及びエを満たすものとされている。

ア (略)

イ 消毒済みのネクタリン生果実の専用こん包場所であること。

ウ・エ (略)

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものと

<u>ア ガス濃度の測定に用いられるパイプが収着性の小さい材質であって、当該パイプの一方の開口部がくん蒸施設中央部の上、中及び下の3点に測定点として設置されているものであること。</u> <u>イ 1.0mg/L以上の精度を有し、かつ、適切に校正されたガス濃度測定機器が使用されていること。</u> <u>ウ 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われていること。</u> <u>エ ガスの循環がくん蒸中常に行われること。</u> <u>オ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートル（ミリグラム毎リットル）で表した数値とくん蒸時間数との積（以下「CT値」という。）が、次により計算されたものであること。この場合におけるガス濃度とは、アの測定点における測定値の平均値とする。</u> $CT \text{ 値} (mg \cdot h / L) = (7.5C_{15} + 22.5C_{30} + 45C_{60} + 30C_{120}) / 60$ <u>C_n : n分後のガス濃度（mg/L）</u> <u>カ オにより求めたCT値が所定の値を下回った場合は、くん蒸時間が次の計算式により求めた時間分延長されること。なお、延長する時間は5分単位で切り上げ、最大30分までとする。</u> $\text{延長時間（分）} = 60(48.8 - CT \text{ 値}) / C_{120}$ <u>キ こん包してくん蒸する場合は、日本国植物防疫機関が認めたこん包材が使用されていること。</u> <u>(2) 告示4の(2)のイの要件を満たすよう消毒を行う場合にあっては、次の要件が満たされるように行うこと。</u> <u>ア 生果実の積付けが、ガス濃度の均一化を阻害しないように行われていること。</u> <u>イ ガスの循環がくん蒸中常に行われること。</u> <u>ウ こん包してくん蒸する場合は、日本国植物防疫機関が認めたこん包材が使用されていること。</u>	<u>する。</u> <u>ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) (1) の調査は、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う日本向けネクタリン生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 (新設) (新設) (新設)
--	--

(削る) 4 <u>アメリカ合衆国植物防疫機関による検査</u> (1) <u>告示3の(1)のアメリカ合衆国植物防疫機関による検査は、次を確認することにより行われるものとする。</u> ア <u>告示4の消毒が適切に行われたこと。</u> イ <u>こん包が2の(1)の条件を満たしていること。</u> ウ <u>各荷口のこん包の数のうち2パーセント以上のこん包に含まれる生果実に検疫有害動植物(特にコドリング)が付着していないこと。</u> (2) <u>(1)のウの確認の結果、コドリングが発見された場合は、その原因が調査され、両国の植物防疫機関の間で再発防止策への合意が得られるまでは、消毒の確認及び植物検疫証明書の発行が停止されるものとする。</u> 5 <u>植物防疫官による確認</u> <u>告示5の植物防疫官による確認は、原則として1年に1回以上、アメリカ合衆国植物防疫機関の記録及び(1)から(4)の確認により行うほか、植物防疫官が必要と認めたときは、検査若しくは消毒への立会い又は関係者への聞き取りを行うものとする。</u> <u>(1)くん蒸施設が1の条件を満たしていること。</u>	(3) <u>(1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</u> <u>ただし、当該施設がネクタリンの輸出シーズン前に、日本向けのさくらんぼ又はせいようすも生果実のくん蒸施設として使用されたものである場合は、気密性の確認を省略することができるものとする。</u> ア <u>当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル 10 グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の 70 パーセント以上であることをもって行うこと。</u> イ <u>当該施設の内部の圧力をクロシン液柱 25 ミリメートルに上げ、2.5 ミリメートルに下がるまでの時間が 60 秒以上であることをもって行うこと。</u> ウ <u>当該施設の内部の圧力をクロシン液柱 50 ミリメートルに上げ、5 ミリメートルに下がるまでの時間が 22 秒以上であることをもって行うこと。</u> (新設) 4 <u>検査及び消毒の実施の確認</u> (1) <u>消毒の実施の確認</u>
--	--

<u>(2) こん包場所が2の(2)の条件を満たしていること。</u> <u>(3) 3のアメリカ合衆国植物防疫機関による消毒の確認が適切に行われていること。</u> <u>(4) 4のアメリカ合衆国植物防疫機関による検査が適切に行われていること。</u> (削る) (削る) (削る) (削る) 6 表示 告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、<u>各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u> <u>(1) 輸出植物検疫終了の表示</u>	<u>告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。</u> (新設) (新設) (新設) <u>ア 告示4により定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。</u> <u>イ 1回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。</u> <u>ウ くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。</u> <u>(2) 輸出検査の確認</u> <u>ア 告示5の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングのほかもモキバガがないことを確認することをもって行うものとする。</u> <u>イ アの検査の実施の確認の結果、コドリング又はもモキバガが発見されたときは、コドリング又はもモキバガが付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。</u> <u>ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは植物検疫証明書の余白に氏名を付記する。</u> 5 表示 告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 <u>ア 輸出植物検疫終了の表示</u>
---	---

<u>TREATED PPQ-APHIS-USDA</u> (2) 仕向地の表示 <u>FOR JAPAN</u> 7 輸入検査 (削る) (1) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (削る) (2) コドリングが発見された場合、植物防疫官は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該荷口について、全量の廃棄又は返送を指示するものとする。 (削る) (削る) (3) コドリングが発見された場合、植物防疫官は、コドリングが発見された原因をアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、両国の植物防疫機関の間で再発防止策への合意が得られるまでは、以後の輸入検査を中止するものとする。	<u>TREATED</u> <u>PPQ-APHIS-USDA</u> イ 仕向地の表示 <u>FOR JAPAN</u> 又は <u>FOR JAPAN</u> 6 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において、当該ネクタリン生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。 (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。 ア 当該荷口の 全量の廃棄又は返送を命ずること。 イ コドリングが付着した原因について、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。 (新設)
---	---

附 則
この通知は、令和5年7月27日から施行する。